

お詫ひと告知

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、LH株式会社(以下「弊社」)は、「出張カキ小屋 牡蠣奉行」と称する22箇所の会場において令和7年2月7日から同年6月1日までの期間に開催した弊社又は弊社とフランチャイズ契約を締結する事業者が運営するイベント(以下「本件22イベント」)を通じて供給する「宮城県産 カキ一盛り(約1kg) ※焼きガキ用」と称する料理(以下「本件料理」)に係る表示に関して、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」)第7条第1項の規定に基づく消費者庁からの措置命令(令和7年10月10日付)に従い、一般消費者の皆様の誤認を排除するため、次の通り周知いたします。

弊社は、本件料理を一般消費者に提供するに当たり、令和7年2月3日から同年5月13日までの間、「出張カキ小屋 牡蠣奉行」と称するウェブサイトの本件22イベントに係るページに掲載したチラシにおいて、例えば、令和7年2月22日から同年5月13日までの間、当該ウェブサイトの「出張カキ小屋『牡蠣奉行』in メガセントラルライアル石下店2025年3月7日〜30日開催」と称するページに掲載したチラシにおいて、「旬の東北のカキを特別価格でご提供!!」、「復興支援価格!!」及び「宮城県産 カキ一盛り(約1kg) ※焼きガキ用 通常価格11,820円(税込)↓880円(税込)」と表示するなど、あたかも、「通常価格」と称する価額は、「出張カキ小屋 牡蠣奉行」と称するイベントにおいて本件料理について通常提供している価格であり、実際の提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していました。

しかし、実際には、遅くとも令和6年9月13日以降に開催した「出張カキ小屋 牡蠣奉行」と称するイベントにおいては、本件料理を880円又は660円で提供しており、「通常価格」と称する価額で提供した実績はないものでした。このような表示は、本件料理の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であるとして一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものでした。

弊社は、今回の措置命令を厳粛かつ真摯に受け止め、景品表示法に対する管理体制を見直し、再発防止及び信頼回復に努めてまいります。

関係各位におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年12月6日 LH株式会社